

訪問介護サービス等関連車両の駐車許可等のお知らせ

訪問介護サービス等の利用者の居宅において介護サービスを提供する場合に、訪問車両の駐車場所がどうしても確保できないなど、やむを得ず「駐車許可証」の交付が必要な場合は、「事業所の所在地を所管する警察署」又は「京都府警察本部 駐車対策課」にご相談ください。

警察署一覧 (http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/keimu_k/shozaiti/index.html#honbu)

◎ 「駐車許可証」の交付対象サービス

○ 訪問系サービス

「訪問介護」、「介護予防訪問介護」、「訪問入浴介護」、「介護予防訪問入浴介護」、「訪問看護」、「介護予防訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「介護予防居宅療養管理指導」、「居宅介護支援」及び「介護予防支援」

○ 市町村（地域包括支援センター）が実施する「介護予防事業」及び「介護予防ケアマネジメント」の内、利用者の居宅を訪問するもの

○ 地域密着型サービスの『夜間対応型訪問介護』、『小規模多機能型居宅介護』及び『介護予防小規模多機能居宅介護』の内、訪問により利用者の居宅で介護を行うもの

- ◇ 「駐車許可証」は、各警察署において「業務上必要と認められる車両」で駐車禁止場所に駐車することがやむを得ないものと認められる場合に交付されるものであり、申請を行っても交付されないことがあります。
- ◇ また、違法駐車、迷惑駐車が社会問題化している中、「駐車許可証」は、駐車禁止場所に許可を受けて特例的に駐車するもので、適正に利用することは当然のことであり、一般の往来に支障が生じるような駐車、近隣の玄関先への駐車、交差点近くや通学路での駐車など不適切な駐車をした場合は、取り消されることがあります。

【参考1】 **通所系、ショートステイ系の送迎用車両については**、基本的に人の乗り降りで停車の範疇にあり、駐車にあたらなことから対象外とされてます。運転者がしばらく車両を離れるなど、すぐに発車できない場合は、駐車(放置)となる可能性があり、2人乗車体制又は家族や隣近所の方等の協力を得られるような工夫をお願いいたします。

なお、**特別な事情で工夫等が出来ないなど、やむを得ない場合は「京都府警察本部 駐車対策課」**にご相談ください。

【参考2】 6月1日からの道路交通法の一部改正については、次の京都府警察本部のホームページを参照ください。

http://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/chutai_c/hojin_itaku/yoten.htm